

第11 消防機関へ通報する火災報知設備

一般社団法人日本火災報知機工業会発行の「自動火災報知設備・ガス漏れ火災報知設備工事基準書」によるほか、次によること。

1 設置場所等

- (1) 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合には、一つの場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。
- (2) 一の防火対象物に火災通報装置設置義務対象の部分（以下「設置対象部分」という。）が2以上あり、その管理について権原が分かれている場合は、一の管理権原ごとの対象の部分に火災通報装置を設置すること。

ただし、当該防火対象物全体を管理する防災センター等がある場合は、当該防災センター等に火災通報装置本体を設置するとともに、それぞれの設置対象部分に当該防災センター等と相互に通話できる設備を設置した場合はこの限りでない。なお、この場合それぞれの設置対象部分に遠隔起動装置を設けることが望ましい。

2 標識

火災通報装置の発信機の押しボタンである旨を表示した標識は、赤地に白文字とし、大きさを短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。

ただし、周囲の状況及び色の対比等により、これによらなくとも十分認識できると認められる場合にあっては、この限りでない。

3 自動火災報知設備との連動起動

- (1) 自動火災報知設備との連動については、規則第25条第3項第4号に掲げる防火対象物のほか、次に掲げる防火対象物についても、自動火災報知設備の作動と連動して起動する方式とすること。ただし、防災センター等により、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されている場合は、この限りでない。

ア 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

イ 令別表第1(6)項イ(3)に掲げる防火対象物

ウ 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

エ 令別表第1(16)項イ(前(1)から(3)までに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。)

- (2) 自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。
- (3) 起動方式については、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件である中継器からの火災表示信号又は発信機からの火災信号（以下「火災信号等」という。）と連動起動するものであること。
- (4) 防火対象物全体の火災信号等により連動起動するものであること。ただし、特定共同住宅等又は共同住宅特例を適用している防火対象物で、火災通報装置が設置されている部分と他の部分が明確に区分されており、早期の通報体制に支障がないと認められる場合は、当該火災通報装置が設置されている部分からの火災信号等による連動起動とすることができる。
- (5) 連動停止スイッチを介して、次により接続させること。

ア 連動停止スイッチは専用とし、自動火災報知設備の受信機内又は別箱に設置すること。なお、別箱で設置する場合は、火災通報装置の連動停止スイッチである旨の表示を行うこと。

イ 連動停止スイッチを別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給されていること。ただし、特定小規模用自動火災報知設備のうち受信機を設けないもの

等受信機から電源が供給できない場合にあつては、火災通報装置から供給することで差し支えないものであること。

ウ 連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。

4 特例基準

(1) 自動火災報知設備の受信機又は副受信機（受信機を設けない場合を除く。）及び消防機関へ常時通報することのできる電話が常時人のいる場所に設置され、その電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名称及び電話番号の情報その他これらに関する内容。次の(2)において同じ。）が明示されている防火対象物で、次のいずれかに該当するものについては、火災通報装置を設置しないことができる。

ア 令別表第1(5)項イ（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）のうち、宿泊室数が10以下であるもの

イ 令別表第1(6)項イ(3)又は(4)（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）に該当するもの

ウ 令別表第1(6)項ハ（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）のうち、通所施設であるもの

(2) 前(1)以外の防火対象物（令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロ（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）を除く。）で、次の全ての要件に該当するものについては、火災通報装置を設置しないことができる。

ア 防災センター等に自動火災報知設備の受信機又は副受信機及び常時消防機関へ通報することのできる電話が設置されていること。

イ 前アの電話の付近に電話の操作方法及び通報内容が明示されていること。

ウ 当該防災センター等には、24時間体制で複数の勤務員が確保されていること。

(3) 同一敷地内における2以上の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務があるもの）について、主たる棟に火災通報装置の本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に、次に掲げる要件に適合する場合に限り、別棟について火災通報装置が設置されているものとして取り扱うことができる。

ア 火災通報装置本体又は別棟に設置される遠隔起動装置（以下「代替遠隔起動装置」という。）の一は、防災センター等に設置されていること。

ただし、無人となることがある別棟に設置される代替遠隔起動装置については、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し、すみやかに操作することができる箇所又は防災センター等に設置することをもって代えることとすることができる。

イ 主たる棟と別棟の管理権原を有する者が、同一であること。

ウ 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる設備が設けられていること。

(4) 令別表第1(5)項イ（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）において、人を宿泊させる間、宿泊者を除く関係者が不在となるもので、次の全ての要件に該当するものについては、火災通報装置を設置しないことができる。

ア 自動火災報知設備の火災信号と連動すること等により、火災が発生した旨を迅速に関係者（警備保障会社等を含む。）へ伝達することができる設備を設けること。

イ 前アの連絡を受けた関係者が直ちに消防機関へ通報するとともに、現場へ駆

けつけ、非火災報又は誤作動であることが判明した場合は直ちに消防機関に連絡することが可能な体制を有すること。

ウ 消防隊が関係者より先に現場到着した場合に、消防隊が受信機に容易に到達できる措置を講じること。（受信機設置室の施錠扉に破壊用小窓を設ける等）

エ 前アにおいて自動火災報知設備と連動するものにあつては、次のいずれかによる非火災報防止対策を講じること。

(ア) 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置

(イ) 二信号式の受信機の設置

(ウ) 蓄積付加装置の設置

(エ) 設置場所の環境状態に適応する感知器の設置

(5) 通常、無人となる防火対象物のうち、次のすべてに該当するものにあつては、火災の際、従業者により有効に通報することが困難なため、火災通報装置を設置しないことができる。

ア 防火対象物の用途は、駐車場又は倉庫であること。

イ 守衛室、管理人室その他の従業者の立ち寄る施設が設けられていないこと。